

六

濟

閣第 一九七 號

起

昭和十六年九月十九日

裁可昭和

年

月

日

昭

和

年

月

日

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

案一

昭和十六年九月十九日 (九月十九日付)

内閣書記官長

各省次官

逓信省書記官長

會計検査院長

行政裁判所長官

貴族院書記官長

宛(各通)

1188

衆議院書記官長

本年六月末支給せらるる賞與の一部ヲ以テ支那事変
國債又ハ貯蓄債券買入ニ關スル件
標記ノ件本日官會議ニ於テ左記ノ通決定相成候條可然
御配意相煩度

記

各廳職員ハ本年六月末ニ支給せらるる賞與ノ一部ヲ以テ
此ノ際成ル可ク支那事変國債又ハ貯蓄債券(報國債券
ヲ含リ)ノ買入ヲ勵行スルニト

案ヨ

昭和十一年五月二十九日 (五月二十九日)

松原清

内閣官房總務課長

内閣官房記録課長

内閣官房會計課長

内閣恩給局長

内閣統計局長

内閣印刷局長

内閣東北局長

内閣紀元二千六百年祝賀事務長

法制局長官

賞勳局總裁

企畫院次長

對滿事務局次長

情報局次長

宛(各通)

興亞院總務長官
總力戰研究所長
内閣總理大臣秘書官

本年六月末支給セラルル賞典ノ一部ヲ以テ支那事變

國債又ニ貯蓄債券買入ニ關スル件

標記ノ件本日次官會議ニ於テ左記ノ通決定相成候條可
然中配意相所度旅命此段及通候

記

案四ニ同じ

案 (三)

昭和六年五月二十九日 (五月十九日付)

内閣書記官長

宮内次官宛

本年六月末支給セラルル賞典ノ一部ヲ以テ支那事變

國債又ニ貯蓄債券買入ニ關スル件

標記ノ件本日次官會議ニ於テ左記ノ通決定相成候條為
御參考ニ段申進候

記

案四ニ同じ

各廳職掌ハ本年六月末ニ及テ終セラルル業共ノ一部
 可於此ノ際成ル可ク又所キ變自國債又ハ
 貯蓄債券(報國債券ヲ含ム)ノ置入ヲ屬行
 スルコト

二十九日 次官會議決定

法制局長官

情報局長

興亞院係長

宛(各道)

